

鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について

総務課防災危機管理室 ☎ (25) 1118

犯罪被害者などが受けた被害の早期回復および軽減に向けた取り組みの推進ならびに犯罪被害者などを支える地域社会の形成を図ることで、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、鳥羽市犯罪被害者等支援条例を令和4年4月1日に制定しました。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」



鳥羽市犯罪被害者等支援制度の概要

対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた、人の生命または身体を害する故意の犯罪です。

故意による犯罪被害

殺人、強盗、傷害、強姦性交等、強制わいせつなどの故意により人を死傷させる犯罪が対象です。

※過失による犯罪は、対象外です。

支援金・給付金の給付対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、鳥羽市内に住所を有していた犯罪被害者ご本人およびご遺族。

犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるときなど、給付対象外となる場合もあります。

支援金と助成金の種類

犯罪被害者等支援金

種類	給付額	給付対象者	要件
遺族支援金	30万円	亡くなった被害者遺族	死亡
重傷病支援金	10万円	重傷病を負った被害者本人	療養期間1か月以上かつ通算3日以上入院した場合
精神療養支援金	2万5千円	精神疾患を負った被害者本人	療養期間3か月以上かつ通算3日以上労務などに服することができない場合

日常生活支援等助成金

種類	給付額	要件
家事援助助成金	上限 3,000 円 / 時間×上限 30 時間	調理、洗濯および清掃・生活必需品の買い出し・通院などの介助 など
一時保育助成金	上限 3,000 円 / 日×上限5日	子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）・一時預かり事業（同条第7項）・子育て援助活動支援事業（同条第14項）
転居助成金	上限 20 万円	家具などの搬送に要する費用・敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料そのほかの費用
家賃助成金	月家賃の1/2(上限3万円)×上限6か月	家賃